

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年5月10日
【会社名】	トーア再保険株式会社
【英訳名】	The Toa Reinsurance Company, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役社長 野口知充
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田駿河台三丁目6番地
【電話番号】	東京(3253)3171番(大代表)
【事務連絡者氏名】	総務部 第1チームリーダー 日比宏尚
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田駿河台三丁目6番地
【電話番号】	東京(3253)3171番(大代表)
【事務連絡者氏名】	総務部 第1チームリーダー 日比宏尚
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 57,300,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	100,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社は単元株制度を採用しておりません。 また、当社の株式を譲渡により取得するには、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない旨、定款に定めております。

- (注) 1. 平成24年6月28日(木)開催の定時株主総会決議及び平成25年5月9日(木)開催の取締役会決議によります。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式の処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」という。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 本自己株式処分の募集金額は57,300,000円ですが、2013年4月2日に実施した自己株式処分における募集金額(99,129,000円)との総額が1億円を超えることから、金融商品取引法第四条第1項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第4項に基づき本有価証券届出書を提出します。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	100,000株	57,300,000	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	100,000株	57,300,000	-

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
573	-	1株	平成25年5月31日(金)	-	平成25年5月31日(金)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格の総額を払込むものとします。
4. 払込期日までに後述の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本有価証券届出書に係る第三者割当は行われなないこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
トーア再保険株式会社 総務部	東京都千代田区神田駿河台三丁目6番地

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地

株式会社三菱東京UFJ銀行 神田駅前支店	東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番3号
----------------------	---------------------

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
57,300,000	172,250	57,127,750

(注) 1. 新規発行による手取金とは、本有価証券届出書においては本自己株式処分による手取金の額であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算であります。

2. 発行諸費用の概算額の内訳はアドバイザー手数料及び書類作成費用であり、消費税等は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

当該自己株式の処分につきましては、後記割当予定先の選定理由に記載のとおり、当社の経営基盤の強化及び安定等を目的とするものであり、設備拡充等を直接の目的とした資金調達ではありません。このため、上記の差引手取概算額57,127,750円につきましては、平成25年5月31日以降業務運営に資するための運転資金に充当します。なお、当面の資金管理は、当社預金口座にて行います。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係

名称	日本アウダテックス株式会社	
本店の所在地	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 新宿オークタワー24階	
代表者の役職及び氏名	代表取締役 河津 幸宏	
資本金	300百万円	
事業の内容	自動車とその他部品の価格および修理費等をコンピュータで算定するシステムならびにそのデータの開発・販売・使用許諾、その他関連システムの開発・販売等。	
主たる出資者及びその出資比率	株式会社自研センター(14.83%)、東京海上日動火災保険株式会社(10.00%)、三井住友海上火災保険会社(10.00%)、日本興亜損害保険株式会社(10.00%)、日本サルヴェージ株式会社(8.06%)、株式会社損害保険リサーチ(8.06%)、富士火災海上保険株式会社(6.75%)、トーア再保険株式会社(5.00%)、共栄火災海上保険株式会社(5.00%)、株式会社損害保険ジャパン(4.83%)、日新火災海上保険株式会社(4.83%)、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(4.83%)	
出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	30,000株 (発行済株式総数の5.00%)
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係	当社従業員1名が割当予定先の社外監査役として就任しております。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	該当事項はありません。	

(注) 割当予定先の概要は、平成25年5月10日現在のものです。

(2) 割当予定先の選定理由

保険業界では、1990年代後半以降、料率自由化等の推進、少子高齢化の進展による元受マーケットの成熟化等の事業環境の変化を受け、保険会社同士の合従連衡や、海外進出等を積極的に展開する等、生き残りを掛けた各種対応を進めております。

このような環境の中、当社の株主である損害保険会社の多くが合併を経験したことにより、当社に対する議決権割合が上昇する結果となり、これを一定程度に制限する必要があるとの認識から、自己株式の取得を行ってきました。

しかしながら、資本の有効活用といった観点からは、自己株式を保有し続けるのではなく、第三者割当を行っていくことにより、株主の分散化を図っていくことは当社経営の安定化にも資するとの判断から、近年、新規株主の獲得に取り組んでまいりました。

今般、当社が損害保険業会の健全な発展に資するとの判断から株式の保有を行ってきた日本アウダテックス株式会社と協議を重ねた結果、経営基盤の強化、及び安定化を目的とした株式の相互保有を開始することに合意したため、日本アウダテックス株式会社を割当予定先としております。

なお、割当予定数については、日本アウダテックス株式会社に対する当社の出資金額を踏まえ、日本アウダテックス株式会社が妥当な水準を検討し、社内決定を行ったものであります。

(3) 割り当てようとする株式の数

割当予定先	割当予定数(当社普通株式)
日本アウダテックス株式会社	100,000株

(4) 株券等の保有方針

割当予定先からは、長期的に継続して当社株式を保有する意向であることを面談上で確認しております。

(5) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先に対して本自己株式処分の払込みに対する財産の存在について、以下の内容で確認し

ております。

日本アウダテックス株式会社の直近の事業報告および計算書類等に記載の売上高、総資産額、純資産額等の状況を確認するとともに、社外監査役を務めている当社従業員が問題のないことを確認しております。

（6）割当予定先の実態

日本アウダテックス株式会社より同社及び同社の役員若しくは子会社又は主要株主が反社会的勢力と関係を有していない旨の確約書を受領しております。

2【株券等の譲渡制限】

定款の定めにより、本自己株式処分により割り当てられる当社株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を要します。

3【発行条件に関する事項】

（1）発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

平成24年3月末現在の貸借対照表上の純資産の部合計から、その他有価証券評価差額金及び配当金を控除した額を、同時点の発行済株式総数（自己取得株式数を控除）で除して算出しております。なお、円未満は切捨てて円単位としております。当該方式の妥当性については、平成19年に弁護士確認しており、現在においても算定根拠として客観性が高く合理的であり、かつ、特に有利な発行価格には該当しないものと判断しております。

（2）発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本件第三者割当により処分する株式数は100,000株であり、その議決権数は100,000個であります。また、当社は、本有価証券届出書の提出日前6ヶ月以内の日である平成25年3月15日に第三者割当により自己株式227,000株、平成25年4月2日に第三者割当により自己株式173,000株を処分しており、これらの議決権数は227,000個及び173,000個（かかる議決権数の合計数400,000個を、以下「加算議決権数」という）であります。本件第三者割当により割り当てられる議決権数並びに加算議決権数の合計数は500,000個であり、これは当社の平成25年5月10日現在の総議決権数90,942,000個から加算議決権数を控除した数の0.6%であり、株式の希薄化の程度は軽微であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合 (%)	割当後の所有株式数 (千株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合 (%)
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	8,540	9.39	8,540	9.38
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	8,000	8.80	8,000	8.79
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	7,963	8.76	7,963	8.75
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	7,900	8.69	7,900	8.68
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関三丁目7番3号	7,800	8.58	7,800	8.57
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	5,760	6.33	5,760	6.33
富士火災海上保険株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番20号神谷町MTビル	5,000	5.50	5,000	5.49
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	4,510	4.96	4,510	4.95
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	4,507	4.96	4,507	4.95
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	3,100	3.41	3,100	3.41
計	-	63,080	69.36	63,080	69.29

- (注) 1. 平成25年5月10日現在の株主名簿を基準として記載しております。
2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成25年5月10日現在の総議決権数に、本自己株式処分(処分株式数100,000株)により増加する議決権数を加えて算出した数値であります。
3. 上記のほか、当社が保有している自己株式は割当後8,958,000株となります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

第1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第73期)及び半期報告書(第74期中)(以下、「有価証券報告書等」という。)の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成25年5月10日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由は以下の通りです。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成25年5月10日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由

当該有価証券報告書に記載の「格付低下のリスク」は、その他の項目に記載した事業等のリスクが生じた結果、派生的に生じるリスクであるため、「格付低下のリスク」を「その他のリスク」の一部と致します。

第2 自己株式の取得等の状況

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成25年5月10日)までの自己株式の取得等の状況は以下の通りです。

株式の種類 普通株式

1 取得状況

(1) 株主総会決議による取得の状況

該当事項はありません。

(2) 取締役会決議による取得の状況

該当事項はありません。

2 処理状況

平成25年5月9日現在

区分	報告期間における処分株式数 (株)		処分価額の総額(円)
	3月15日	4月2日	
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	227,000	173,000	130,071,000
			99,129,000
合計	400,000		229,200,000

3 保有状況

平成25年5月9日現在

発行月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	100,000,000
保有自己株式数	9,058,000

第3 最近の業績の概要

第74期連結会計年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)の業績概要

第74期連結会計年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)の業績概要における正味収入保険料の見込みは以下の通りであります。なお、以下の数値は、決算処理確定前の暫定数値であり、変動する可能性があります。

ます。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査も終了しておりません。

正味収入保険料以外の指標につきましては、現時点で算出することは困難であり、記載を行うことで関係各社及び株主の皆様を誤らせる恐れがあるため記載しておりません。

正味収入保険料(百万円)	131,203
--------------	---------

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第73期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年6月28日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第74期中)	自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日	平成24年12月21日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月28日

トーア再保険株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内 田 満 雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 守 理 智

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているトーア再保険株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トーア再保険株式会社及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月28日

トーア再保険株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 内 田 満 雄

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 水 守 理 智

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているトーア再保険株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第73期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トーア再保険株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月21日

トーア再保険株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田 満雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水守 理智

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているトーア再保険株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、トーア再保険株式会社及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月21日

トーア再保険株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田 満雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水守 理智

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているトーア再保険株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第74期事業年度の中間会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、トーア再保険株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。